

関東森林管理局発注者綱紀保持委員会
令和7年度（第2回）議事概要

1 開催日時等

(1) 日 時 令和8年3月17日（火）11:00～12:00

(2) 場 所 関東森林管理局 2階 小会議室

(3) 出席者 委員 長 関東森林管理局長
幹 事 総務企画部長、総務課長、経理課長
委 員 監査官、専門官（契約適正化）、総務課課長補佐、
経理課課長補佐
外部委員 淵上勇次郎（高崎商科大学名誉教授）

2 報告事項

(1) 令和7年度発注者綱紀保持巡回点検抜打ち監査報告

著しく不適正な事務処理等は見られなかったものの、令和7年度の重点項目の一つとして掲げていた「自署等において、前回巡回点検で受けた指摘事項が改善されているか」の項目において、対応が十分とは言えない状況であった森林管理署等に対し、令和8年1月30日に抜き打ち監査し、巡回点検で確認した事業を除いた令和7年度に竣工した工事（治山事業・林道事業）及び、同年に完了した造林事業及び製品生産事業における「設計書等が含まれる起案文書の決裁ルートは必要最小限となっているか」を該当する起案文書一式にて確認したところ、治山事業6件（対象件数6件）、林道事業5件（対象件数5件）、造林事業3件（対象件数3件）、製品生産事業3件（対象件数3件）の計17件はいずれも、設計書等が含まれる起案文書の決裁ルートは必要最小限となっていることを確認した。

(2) チェックリストにおける実施率が低位の項目の全署の実施状況

仕様書及び設計書の作成にあたり、「設計書等が含まれる起案文書の決裁ルートは必要最小限となっているか」の実施率が67%と他の項目と比べると低位であったことから、全署等を対象に令和8年2月末時点で検査が終了している令和7年度に実施した工事（林道事業・治山事業）について調査した結果、治山事業102件（対象件数104件）、実施率98%、林道事業54件（対象件数59件）、実施率92%であり、必要最小限となっていない決裁ルートが7件あった。

また、完成検査にあたり、「検査日の通知は工事完成検査に先立って監督職員

を通じて受注者に対して通知しているか」についても実施率が67%と他の項目と比べると低位であったことから、全署等を対象に令和8年2月末時点で検査が終了している令和7年度に実施した工事（林道事業・治山事業）について調査した結果、治山事業45件（対象件数49件）、実施率92%、林道事業89件（対象件数89件）、実施率100%であり、監督職員を通じず受注者に通知している事業が4件あった。

（3） 公売・入札情報に係るホームページの改修について

第1回の発注者綱紀保持委員会において提案のあった、当局における発注者綱紀保持対策の表示方法について、改修案を作成し事業者が発注中の入札情報を見る際に、発注者綱紀保持対策がより目に付きやすい表示方法とした。

（4） 令和7年度発注者綱紀保持に係る取組結果について

- ・ 発注者綱紀保持の徹底について
- ・ 定着状況の把握・点検について
- ・ 監督・検査業務の適正な実施について
- ・ 発注者綱紀保持委員会の実施について

（5） 発注者綱紀保持に係るアンケート結果について

各アンケート結果については、全局集計と比較し特異な差は見られなかったものの、関東局の回答としては、問5【秘密の保持】において「令和6年度に公表を制限された情報を含む職務上知りえた秘密を第三者に教えていないか」については2名が守れていないと思うこともあったと回答、問8【事業の監督・検査】において「令和6年度に管理監督者や発注担当職員等による不適切な監督、検査をしているのを見たことがあるか」について6名が見たことがあると回答、問10【執務室内の立入制限区域への立入】において「令和6年度に事業者やOBが断りなく執務室の立入制限区域内に入っているところを見たことがあるか」について8名が見たことがあると回答している。

また、問20【林野庁退職者（OB）】において「OBの不当な働きかけは未だある」と19名が回答している。

3 審議概要

令和8年度発注者綱紀保持推進計画について

（1） 令和7年度巡回点検結果を踏まえた対応

巡回点検結果を踏まえ、巡回点検チェックリストの「発注見通しを適時、遅滞なく公表し、公表は窓口閲覧及びホームページにより行っているか」、「発注見通しの公表にあたり、文書決裁を受けているか」及び「設計書等が含まれる起案文書の決裁ルートは必要最小限となっているか」を巡回点検重点項目と

して確認する。

(2) 本庁監査（会計監査）を踏まえた対応

令和7年度本庁監査（会計監査）において指摘を受けた、巡回点検チェックリスト「予定価格を封緘し、開札場所に適切に持ち込んでいるか」を巡回点検重点項目として確認する。

(3) 発注者綱紀保持に係るアンケート結果を踏まえた対応

発注者綱紀保持に係るアンケートの分析結果から、研修やロールプレイング演習等を通じ、不当な働きかけを受けた場合の対応方法や内容の記録・報告することを繰り返し周知させるとともに、巡回点検チェックリストの「事業者等の入室規制は行われているか。また、入室規制の案内掲示は分かりやすくなっているか」及び「事業者等との応接は複数の職員で行われているか」を巡回点検重点項目として確認する。

(4) 林野庁直轄事業契約監視等委員会における入札・契約事務の点検結果を踏まえた対応

林野庁直轄事業契約監視等委員会における、令和7年度入札・契約事務の点検において指摘を受けた、巡回点検チェックリストの「事業箇所、区域の指示は適切に行われているか」及び「受注者への指示、承諾等は書面により行い明確に記録しているか」を巡回点検重点項目として確認する。

(5) 監督・検査業務の職場内研修について

令和7年度においても引き続き、新たに監督・検査業務に従事することになった職員にあっては、林野庁作成の監督・検査業務研修資料の視聴を徹底し、現地実習を伴う6月の監督実務研修を受講させることとする。

(6) 事業者との関わり方について

令和6年度に作成した発注者綱紀・コンプライアンス事例集（運用の見直し反映版）を活用し、事業者との適切な関係の維持と円滑な事業実行を推進することとし、随時フォローアップし職員周知を図る。

(7) 令和8年度の巡回点検及び点検事業について

令和7年度に巡回点検を行わなかった12署等を令和8年度の巡回点検対象署等とし、点検事業は「令和7年度竣工の治山工事又は林道工事のいずれか1件」及び「令和7年度完了の造林事業又は素材生産事業のいずれか1件」のうち、最終契約金額が最も大きい契約とする。

4 その他

第三者からの不当な働きかけについて

農林水産省発注者綱紀保持規程第 11 条の規定に基づき、発注職員は、不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長に報告することとされているが、令和 7 年度においては、職員に対する「不当な働きかけ」があったとする報告はなかった。